

厚生労働科学研究費補助金取扱規程の改正について（不正経理等関係）

<主な改正点>

○「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）への対応等

→ 改正前においても対応規定は存在。

※1：厚生労働科学研究費補助金（以下、補助金という。）において不正が発覚した場合

・不正を行った者（主任研究者、分担研究者、研究協力者問わず）に対し、2～5年の間、補助金における主任研究者としての交付が制限される。

（分担研究者等が不正を行った場合、主任研究者に交付制限はかからない）

※2：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用対象事業において不正が発覚した場合

・不正を行った補助事業者に対し2～5年の間、補助金における主任研究者としての交付が制限される。

（補助事業を分担する者が不正を行った場合、補助事業者に交付制限はかからない。）

→ 改正により不正への対応を強化

①不正経理又は不正受給に共謀した者も交付制限の対象とする。

＜改正：第3条第4項及び第9項＞

②不正受給した者に対しては、5年間の交付制限を行う。

＜改正：第3条第5項及び第10項＞

③補助金以外の競争的研究資金において不正経理又は不正受給が発生した場合、補助金において交付制限を行う。

＜改正：第3条第7項＞

④不正を行った者については、補助金における分担研究者（研究協力者は除く。）としての参画も認めないこととする。

＜改正：第3条第12項＞

不正経理を行った場合等の厚生労働科学研究費補助金の取扱いについて

1. 厚生労働科学研究費補助金で不正経理を行った場合

翌年度の厚生労働科学研究	改正前	改正後
主任研究者としての応募	不可	不可
分担研究者としての参画	規定なし	不可

2. 厚生労働科学研究費以外の競争的研究資金で不正経理があり、応募制限がなされた場合

翌年度の厚生労働科学研究	改正前	改正後
主任研究者としての応募	補助金…不可 その他…規定なし	不可
分担研究者としての参画	規定なし	不可

厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第7項の規定による特定給付金及び
補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて
(平成18年3月31日厚科第0331002号厚生科学課長決定)

1 趣旨

厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。）第3条第7項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第7項の規定による特定給付金の取扱い

取扱規程第3条第7項の規定による特定給付金とは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。

- (1) 食品健康影響評価技術研究
- (2) 沖縄産学官共同研究の推進
- (3) 戦略的情報通信研究開発推進制度
- (4) 先進技術型研究開発助成金制度
- (5) 民間基盤技術研究促進制度
- (6) 消防防災科学技術研究推進制度
- (7) 科学研究費補助金
- (8) 戦略的創造研究推進事業
- (9) 科学技術振興調整費
- (10) 研究拠点形成費等補助金（21世紀COEプログラム）
- (11) キーテクノロジー研究開発の推進（ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT）
- (12) 地球観測システム構築推進プラン
- (13) 原子力システム研究開発事業
- (14) 先端計測分析技術・機器開発事業
- (15) 革新技術開発研究事業
- (16) 独創的シーズ展開事業
- (17) 産学共同シーズイノベーション化事業
- (18) 重点地域研究開発推進プログラム
- (19) 地域結集型研究開発プログラム等

- (20) 保健医療分野における基礎研究推進事業
- (21) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
- (22) 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
- (23) 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業
- (24) 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業
- (25) 産業技術研究助成事業
- (26) 大学発事業創出実用化研究開発事業
- (27) 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
- (28) 地域新生コンソーシアム研究開発事業
- (29) 革新的実用原子力技術開発事業
- (30) 運輸分野における基礎的研究推進制度
- (31) 建設技術研究開発助成制度
- (32) 環境技術開発等推進費
- (33) 廃棄物処理等科学研究費補助金
- (34) 地球環境研究総合推進費
- (35) 地球温暖化対策技術開発事業

3 取扱規程第3条第7項の規定による補助金を交付しないこととする期間の 取扱い

取扱規程第3条第7項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

厚生労働科学研究費補助金取扱規程第3条第3項第2号及び第8項
第2号に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて
(平成18年3月24日厚科第0324001号厚生科学課長決定)
(平成18年3月31日厚科第0331001号一部改正)

1 趣 旨

厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号。以下「取扱規程」という。)第3条第3項第2号及び第8項第2号に定める補助金を交付しない期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。

2 取扱規程第3条第3項第2号に定める補助金を交付しない期間の取扱い

厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」という。)において、平成16年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定が取り消された事業(以下「補助金交付決定取消事業」という。)を行った者に対して適用する取扱規程第3条第3項第2号に定める補助金を交付しない他の用途への使用の内容を勘案して相当と認められる期間については、下表のとおり取り扱う。

補助金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1. 補助金交付決定取消事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	2年
2. 1を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	3年
3. 科学研究に関連しない用途に使用した場合	4年
4. 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5. 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

3 取扱規程第3条第8項第2号に定める補助金を交付しない期間の取扱い

補助金等(法第2条第1項に規定する「補助金等」をいい、補助金を除く。以下同じ。)において、法第17条第1項の規定に

より、補助金等の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金等交付決定取消事業」という。）を行った補助事業者等（法第2条第3項に規定する「補助事業者等」をいう。以下同じ。）に対して適用する取扱規程第3条第8項第2号に定める補助金を交付しない他の用途への使用の内容を勘案して相当と認められる期間については、下表のとおり取り扱う。

補助金等の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1. 補助金等交付決定取消事業に関連する補助金等に係る事業の遂行に使用した場合	2年
2. 1を除く、補助金等に係る事業に関連する用途に使用した場合	3年
3. 補助金等に係る事業に関連しない用途に使用した場合	4年
4. 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5. 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

厚生労働科学研究費補助金取扱規程
(平成10年4月9日厚生省告示第130号)

(平成11年4月6日厚生省告示第117号一部改正)
(平成12年4月19日厚生省告示第215号一部改正)
(平成12年12月28日厚生省告示第432号一部改正)
(平成13年3月31日厚生労働省告示第172号一部改正)
(平成14年5月14日厚生労働省告示第194号一部改正)
(平成15年2月21日厚生労働省告示第26号一部改正)
(平成15年4月22日厚生労働省告示第174号一部改正)
(平成16年3月22日厚生労働省告示第120号一部改正)
(平成16年5月11日厚生労働省告示第216号一部改正)
(平成17年4月1日厚生労働省告示第196号一部改正)
(平成18年3月31日厚生労働省告示第202号一部改正)

(交付の目的)

第1条 厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究類型」とは、次の各号に掲げる研究の各類型をいう。

- (1) 一般公募型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、戦略型、プロジェクト提案型及び若手育成型以外のものをいう。
- (2) 指定型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながるものにするため、当該研究課題を実施する者を指定するものをいう。
- (3) 戦略型 行政施策の推進のために重点的な取組が必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、あらかじめ研究の成果目標及び計画を策定した後、競争的環境の下で募集し、採択するものをいう。
- (4) プロジェクト提案型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、研究課題に対して提案された内容について、研究者との対話を重ねて詳細な研究計画に改善し、次年度以降に当該研究計画に従い研究を実施するものをいう。
- (5) 若手育成型 行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、申請者が

一定の年齢であることを条件とすることにより、将来の厚生労働科学研究を担う研究者を育成するものをいう。

- 2 この規程において「公募研究課題」とは、前項第1号、第4号及び第5号に規定する各類型における研究課題をいう。
- 3 この規程において「推進事業」とは、研究事業に関し、外国人研究者を招へいすること等により、当該研究事業を支援するための事業をいう。
- 4 この規程において「研究者等」とは、研究事業又は推進事業を行う個人又は法人であつて、別に定める要件を満たすものをいう。

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
1 政策科学推進研究事業及びその推進事業	社会保障及び人口問題に係る政策、保健医療福祉における総合的な情報化や地域政策の推進その他厚生労働行政の企画及び効率的な推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 プロジェクト提案型 若手育成型
2 統計情報総合研究事業及びその推進事業	統計情報の整備及び利用の総合的推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 プロジェクト提案型
3 社会保障国際協力推進研究事業及びその推進事業	社会福祉及び公衆衛生を含めた社会保障分野に係る国際協力の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型
4 国際医学協力研究事業及びその推進事業	日本国及びアメリカ合衆国の両国においてアジア地域にまん延している疾病に関する研究を共同して実施すること並びにアジア地域を中心とする医学に関する研究協力の充実を図ることにより、世界の医学の進歩に資することを目的とする	指定型

	研究事業及びその推進事業	
5 国際健康危機管理ネットワーク強化研究事業及びその推進事業	感染症等の発生動向の監視評価、感染症等に係る国内外の情報収集及び感染症等の原因の解明のための国際機関等とのネットワークの構築並びに国際的な健康危機管理に必要な人材の育成に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
6 厚生労働科学特別研究事業	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究事業	指定型
7 ヒトゲノム・再生医療等研究事業及びその推進事業	高齢者等の主要な疾患の遺伝子の解明に基づく個人の特徴に応じた革新的な医療の実現、自己修復能力を利用した再生医療の実現及び生命工学を利用した疾患予防を目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型（ヒトゲノム遺伝子治療の分野に係るものに限る。） 若手育成型（再生医療の分野に係るものに限る。）
8 萌芽的先端医療技術推進研究事業及びその推進事業	ナノテクノロジー（超微細技術をいう。以下同じ。）を活用した医療技術及びファーマコゲノミクス（ゲノム科学を活用した有効かつ安全な医薬品の投与の方法等の開発の基盤となる技術をいう。）の分野の研究開発の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型（ナノメディシン（ナノテクノロジーを活用した医療技術をいう。以下同じ。）の分野に係るものに限る。） 若手育成型（ナノメディシンの分野に係るものに限る。）
9 身体機能解析・補助・代替機器開発研究事業及びその推進事業	生命工学、情報通信技術等の先端技術を総合的に用いて身体機能の解析を行うことにより、身体機能の補助又は代替に重点を置いた新しい医療機器の開発の推	一般公募型 指定型

	進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	
10 トキシコゲノミクス研究事業及びその推進事業	トキシコゲノミクス（ゲノム科学を活用した創薬の基盤となる技術をいう。）開発の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
11 疾患関連たんぱく質解析研究事業	高血圧、糖尿病、がん、認知症等の患者と健康な者との間で種類等が異なるたんぱく質を同定し、これに関するデータベースの整備を図ることにより、画期的な医薬品の開発の推進に資することを目的とする研究事業	指定型
12 政策創薬総合研究事業及びその推進事業	政策的に重要でありながら民間のみでは研究開発の促進が図られない分野について、画期的・独創的医薬品等の創製に資する先端的、基盤的技術の開発を官民共同研究により推進することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
13 基礎研究成果の臨床応用推進研究事業及びその推進事業	基礎研究の成果を、臨床現場に迅速かつ効率的に提供するために必要な技術開発及び探索的な臨床研究の推進を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
14 小児疾患臨床研究事業及びその推進事業	小児疾患について、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
15 治験推進研究事業及びその推進事業	複数の医療機関による大規模な治験をがん、循環器病等の疾患群ごとに実施するためのネットワークを構築し、医療上必要な医薬品等の開発の推進に資するこ	一般公募型

	とを目的とする研究事業及びその推進事業	
16 臨床研究基盤整備推進研究事業	我が国で行われる臨床研究の質の向上に資するため、医療機関、教育機関等における臨床研究を支える人材の育成を中心とした臨床研究基盤の整備を目的とする研究事業	若手育成型
17 長寿科学総合研究事業及びその推進事業	高齢者の心身の健康の確保及び生活の質的向上に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 プロジェクト提案型 若手育成型
18 子ども家庭総合研究事業及びその推進事業	乳幼児の障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 プロジェクト提案型
19 第3次対がん総合戦略研究事業及びその推進事業	「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんの罹患率及び死亡率の激減を目指し、がんの本態解明の研究及びその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチ（基礎研究の成果を臨床・公衆衛生に導入するための橋渡し研究をいう。）並びにがんに対する革新的な予防法、診断法及び治療法の開発を推進することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 戦略型
20 がん臨床研究事業及びその推進事業	がんについて、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 若手育成型
21 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業及びその推進事業	生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進及び健康維持と病気の予防に重点が置かれた社会の構築に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 若手育成型

	的とする研究事業及びその推進事業	
22 糖尿病戦略等研究事業	糖尿病について、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究等を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究事業	一般公募型 戦略型
23 障害保健福祉総合研究事業及びその推進事業	障害者の社会的自立を促進し、生活の質の向上をもたらす総合的な障害保健福祉施策の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
24 感覚器障害研究事業及びその推進事業	感覚器障害の予防、診断、治療の向上その他感覚器障害対策の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
25 新興・再興感染症研究事業及びその推進事業	新興・再興感染症の予防、診断、治療の向上その他新興・再興感染症対策の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
26 エイズ対策研究事業及びその推進事業	エイズ対策の確立及びその科学的な推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 戦略型 若手育成型
27 肝炎等克服緊急対策研究事業及びその推進事業	肝炎ウイルスの病態及び感染機構の解明並びに肝炎、肝硬変、肝がん等の予防及び治療方法の開発に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
28 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業及びその推進事業	免疫・アレルギー疾患の予防、診断、治療の向上その他免疫・アレルギー疾患対策の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 プロジェクト提案型 若手育成型
29 こころの健康科学研究事業及びその推進事業	最先端の神経科学、分子生物学等の技術を用いた精神・神経疾患の病因及び病	一般公募型 戦略型

の推進事業	態の解明、これらの知見に基づいた治療方法の開発等の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	若手育成型
30 難治性疾患克服研究事業及びその推進事業	根本的な治療法が確立しておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない難治性疾患について、病状の進行の阻止並びに患者の身体機能の回復及び再生を目指した画期的な診断法及び治療法の研究開発の推進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
31 医療安全・医療技術評価総合研究事業及びその推進事業	医療安全の確保、医療技術等を評価し、良質な医療の合理的かつ効率的な提供に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 若手育成型
32 労働安全衛生総合研究事業及びその推進事業	職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
33 食品の安心・安全確保推進研究事業及びその推進事業	牛海綿状脳症（ＢＳＥ）、食品中に残留する化学物質等に係る安全性、食中毒等の問題に関し、リスク分析に基づいた研究を行い、安全な食品の確保等を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 若手育成型
34 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業及びその推進事業	ゲノム創薬、再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等を国民に提供するため、医薬品・医療機器等に係るリスクに関する評価及び管理技術の高度化、安全性の向上並びに市販後の安全対策、人工血液開発等の推進並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型

35 化学物質リスク研究事業及びその推進事業	化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型
36 地域健康危機管理研究事業及びその推進事業	地域健康危機管理の基盤形成対策、水安全対策及び生活安全対策を総合的に推進することにより、地域健康危機管理体制の強化を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型

2 前項の表の左覧に掲げる事業のほか、厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める厚生労働科学特別研究推進事業（厚生労働科学研究に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図ることを目的とする推進事業をいう。）を行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、前2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行った者については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

(1) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間

(2) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して補助金の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

4 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合において当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の使用を共謀した者が行う事業については、前項の規定により同項の当該者が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。

5 厚生労働大臣は前4項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者が行う事業については、

当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。

- 6 厚生労働大臣は、補助金交付決定取消事業を行った者であっても、当該補助金交付決定取消事業が他の者と共同して行われたものである場合であつて、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた行為が当該者によるものではなく、当該他の者によるものであると認める場合にあっては、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該者に対し、補助金を交付することができる。
- 7 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に国又は独立行政法人が交付する給付金であつて別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）の他の用途への使用をし、若しくは当該他の用途への使用を共謀したこと、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反したこと又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受け、若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業については、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 8 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に法第17条第1項の規定により補助金等（法第2条第1項に規定する「補助金等」をいい、補助金及び特定給付金を除く。以下同じ。）の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金等交付決定取消事業」という。）を行った補助事業者等（法第2条第3項に規定する「補助事業者等」をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
 - (1) 当該補助事業者等が当該補助金等交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第18条第1項の規定により当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間
 - (2) 当該補助事業者等が当該補助金等交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して補助金等の他の用途への使用をした場合 法第18条第1項の規定により当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 9 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合において当該補助金等交付決定取消事業に係る補助金等の使用を共謀した者が行う事業については、前項の規定により同項の補助事業者等が行う事業について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。
- 10 厚生労働大臣は第1項、第2項、第8項及び前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者が行う事業については、当該補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。

- 11 厚生労働大臣は、補助金等交付決定取消事業を行つた補助事業者等であっても、当該補助金等交付決定取消事業が他の者と共同して行われたものである場合であつて、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた行為が当該補助事業者等によるものではなく、当該他の者によるものであると認める場合にあっては、第8項及び前項の規定にかかわらず、当該補助事業者等に対し、補助金を交付することができる。
- 12 第3項から第5項まで及び第7項から第10項までの規定により、補助金を交付しないこととされた者を当該交付しないこととされた期間分担して研究を行う者とする事業を行う者については、当該交付しないこととされた期間、補助金を交付しない。
- 13 第1項から前項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各項の規定を適用するものとする。

(補助金の交付の対象経費)

第4条 研究事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 直接研究に必要な経費
 - (2) 研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費
 - (3) 研究に必要な間接経費
- 2 推進事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、研究事業の支援に資するための経費であつて、次に掲げるものとする。
- (1) 外国人研究者招へい事業に要する経費
 - (2) 外国への日本人研究者派遣事業に要する経費
 - (3) その他別に定める事業に要する経費
- 3 前2項に掲げる経費の範囲の詳細は、別に定めるものとする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 研究事業及び推進事業に対する補助金の交付額は、厚生労働大臣が認めた額（以下「交付基準額」という。）とする。ただし、前条に規定する経費に係る実支出額（その額が、研究事業及び推進事業に関し、寄附金その他の収入があつた場合において、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）が交付基準額に満たない場合は、当該満たない額とする。

- 2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

- 3 前2項の規定による補助金の交付額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。

(公募研究課題の課題等の設定及び公表)

第6条 厚生労働大臣は、毎年度、公募研究課題について、その研究課題及び研究計画書の提出期間を定め、公表するものとする。

(公募研究課題への応募)

第7条 公募研究課題に応募しようとする者は、様式第1による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項の表第16号の研究事業のうち、別に定める研究課題については、前項の規定にかかわらず、様式第3による研究計画書を、厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定中「厚生労働大臣に、その定める期間中に提出しなければならない。」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」として同項の規定を適用するものとする。

(翌年度への継続手続)

第8条 研究事業を実施している研究者等が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き実施しようとするときは、厚生労働大臣に、様式第2による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。

- 2 前条第2項に規定する研究課題については、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に、様式第4による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(交付基準額等の決定及び通知)

第9条 厚生労働大臣は、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関する必要性を勘案し、研究事業にあつては補助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を、推進事業にあつては補助金の交付予定者及び交付基準額を決定し、補助金の交付予定者

に対して、あらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。
- 3 第7条又は第8条の規定により研究計画書の提出を受けた研究課題に係る前2項の決定は、当該研究計画書の内容を勘案して行わなければならない。

(交付申請書の提出)

第10条 前条第1項による厚生労働大臣の通知を受けた者は、別に定める様式による交付申請書を、厚生労働大臣に、その定める期限までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。
- 3 前2項の申請書には、研究事業に従事しようとする者が機関に勤務している場合には、別に定める様式による当該機関の長の承諾書を添えなければならない。

(交付の決定)

第11条 厚生労働大臣は、前条第1項の申請書に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には、前条第1項の申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。
- 3 前2項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各項の規定を適用するものとする。
- 4 第1項及び第3項の交付額は、100万円を下らないものとする。
- 5 前条第1項及び第2項の申請書が到達してから当該申請書に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、3月とする。

(交付の条件)

第12条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。

- (2) 研究者等は、研究事業及び推進事業の遂行に当たり、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、疫学研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）、遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）等の研究に係る指針等を遵守しなければならないこと。
- (3) 研究事業又は推進事業に要する経費の配分の変更（第4条第1項第1号若しくは第2号又は第2項各号に掲げる経費の増減額が変更前の当該経費の額に0.1を乗じた額を超えない場合を除く。）をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 第10条第1項の申請書の内容のうち研究事業又は推進事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、別に定める様式による事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (5) 研究事業若しくは推進事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けること。
- (6) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上事業が遂行できなくなる場合には、前号の申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (7) 研究事業に従事する者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、第10条第2項の承諾書を添えて、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (8) 研究者等の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (9) 研究事業若しくは推進事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (10) 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価30万円（法人にあっては50万円）以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (11) 前号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。
- (12) 研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。

(13) 研究事業又は推進事業に従事する者がこの補助金による研究の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。

(14) 研究事業又は推進事業に従事する者が研究の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。

(15) 国が所管する公益法人が実施する研究事業又は推進事業である場合には、当該事業に係る支出明細書を別に定める様式により作成し、国からの全ての補助金等の金額及び1年間の全ての収入に対する当該金額の割合を示す書類に添付し、計算書類等に併せ事務所に備え付け、これらを公開の用に供するとともに、これらを決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（当該公益法人を所管する府省が厚生労働省以外のものである場合にあっては、その府省を含む。）に提出すること。

(16) 法人が実施する研究事業又は推進事業において、当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならないこと。

(17) 厚生労働大臣は、前号の報告をうけた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。

2 前項各号（第10号を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各号の規定を適用するものとする。

3 第1項第10号中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長の承認」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長の承認」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長の承認」として同号の規定を適用するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、財政法（昭和22年法律第34号）第34条第1項の規定により承認された額の範囲内において概算払をすることができる。

（補助金の経理）

第14条 研究者等は、研究事業又は推進事業に要した費用について、他の経理と区分して

収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、当該事業の完了後5年間保存しておかなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対して報告若しくは前項の証拠書類の提出を求め、又は指導し、又は関係者に質問することができる。
- 4 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(状況報告)

第15条 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業又は推進事業の進行状況の報告を求めることができる。

- 2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(事業実績報告)

第16条 研究者等は、当該年度における研究事業又は推進事業を完了した日（第12条第1項第9号の規定により当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合（同条第2項における承認を受けた場合を含む。））には、当該承認通知書を受領した日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。なお、研究事業又は推進事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに、別に定める様式による事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書には、研究事業に限り、別に定める様式による研究報告書又は研究年度終了報告書を添えなければならない。
- 3 全部の終了に2以上の年度を要すると認められた研究事業の全部を終了したときは、研究者等は、第1項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書とともに、別に定める様式による総合研究報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲

げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各項の規定を適用するものとする。

(補助金の額の確定等)

第17条 厚生労働大臣は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき補助金の額を確定し、研究者等へ通知するものとする。

2 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 前2項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として各項の規定を適用するものとする。

(研究報告書の公表)

第18条 厚生労働大臣は、第16条第2項の研究報告書又は同条第3項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。

(刊行の届出)

第19条 研究事業又は推進事業に従事する者は、当該事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載する場合には、補助金による事業の成果である旨を明記しなければならない。

2 研究事業又は推進事業に従事する者は、当該事業の完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷一部を添えてその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(特許公報等の届出)

第20条 研究事業若しくは推進事業に従事する者又は第12条第1項第14号により知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、研究者等は、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した

文書の写しを添えて、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 2 前項中「厚生労働大臣」とあるのは、第3条第1項の表第19号の右欄に掲げる一般公募型については「国立がんセンター総長」と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、同表第36号の右欄に掲げる一般公募型については「国立保健医療科学院長」として同項の規定を適用するものとする。

(その他)

第21条 特別の事情により第3条、第4条、第5条、第10条及び第16条に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。